

所得税の確定申告・町県民税の 申告相談は『3月16日』までに

平成26年分の所得税確定申告と平成27年度町県民税申告相談は、3月16日までです。

必ず期限内にすまされるようお願いします。所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

▼会場Ⅱ上三川町役場 3階大会議室
▼申告相談時間Ⅱ

【午前の部】午前8時30分～正午
【午後の部】午後1時～5時

▼受付時間Ⅱ
【午前の部】午前7時40分～11時
【午後の部】午後1時～4時

※3月16日(月)までの平日

●振替納税制度のご利用を

所得税には口座振替による納税方法があります。ご利用いただければ、納税のために向く手間が省け、納め忘れもありません。

新たに振替納税を希望される方は、預貯金先の金融機関か宇都宮税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

●所得税には延納制度があります

所得税の確定申告をして納めることになった税額を一度に納められない場合は、税額の2分の1以上を3月16日までに納めて、残りの税額を6月1日(月)までに納める「延納制度」があります。ただし、延納期間中は「利子税」がかかりますのでご注意ください。

●太陽光発電設備による電力の売却収入について

自宅等に太陽光発電設備を設置し、その余剰電力、またはその電力の全量を電力会社に売却している場合、その収入は所得税の確定申告または町県民税の申告をしていただく必要があります。

所得の計算方法
所得Ⅱ「売電による収入金額」ー「減価償却費などの必要経費」

※収入が「売電収入」と「年末調整済の給与」または「公的年金」の方の場合、売電収入の所得金額が20万円以下のときは、所得税の申告は必要ありませんが、住民税の申告は必要です。

▼問い合わせ先Ⅱ

●税務課 住民税係 ☎(56)9122

●宇都宮税務署 ☎(028)621(2)151

乗らない軽自動車の 廃車届は3月末日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している方は、3月末日までに廃車手続きをしてください。

▼町ナンバー125cc以下の原動機付自転車、テラー、トラクター、「コンバイン」、ミニカー、小型特殊自動車

・手続き場所Ⅱ住民生活課総合窓口

・手続きに必要なものⅡ該当車両のナンバープレート(紛失の場合は弁償金200円がかかります)、印かん、運転免許証等の本人確認ができるもの。

▼県ナンバーⅡ次の手続場所にお問い合わせください。

・軽自動車(四輪・三輪)について
軽自動車検査協会

☎(050)3816(3)107

・自動二輪車について

関東運輸局栃木運輸支局

☎(050)5540(2)019

※業者などに頼んで廃車した場合は、手続が完了しているか確認してください。3月末日までに完了していないと、来年度も課税になります。また、住所・氏名が変わった場合も同様に手続きをしてください。

▼問い合わせ先Ⅱ税務課 納税係

☎(56)9121

【花粉症の予防方法】マスクやメガネなどを使用し、花粉が目や鼻に侵入するのを防ぎましょう。